

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

安曇野市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 豊科地域

(1) 現況

本地域では、豊富な湧水がわさび栽培、ニジマスの養殖等の特色ある地域産業に活用されている。また、耕地の大半が水田で占められ、秋の収穫期には一面に稲穂がなびき、その風景はふるさとの象徴となっている。

しかしながら、農業従事者数の減少及び高齢化の影響により本地域を象徴する田園風景の維持が困難になっており、農家の組織化の更なる推進、農用地の効率的利用を促進するなど経営基盤をより確かなものにする必要がある。

また、農業を持続的に行うため、農地や農業用水利施設等の保全管理を地域共同で行う取組を推進し、消費者へ安全安心な農産物を提供していくために、環境にやさしい農業の普及を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2 穂高地域

(1) 現況

本地域の東部の湧水地帯は全国的にも有名なわさびの産地であり、わさびは安曇野市を代表するブランド產品の一つとなっている。またこの地域は県内有数の稲作地帯でもあり、140ha以上を営む集落営農組織がある等農家の組織化は進んでいる。

しかしながら、西側山麓地帯の小規模ほ場では、集約化の難しさから農地の遊休化が進行しサル・クマなどの有害獣被害も発生している。

このような状況の中で農業を持続的に行うため、農地や農業用水利施設等の保全管理を地域共同で行う取組を推進し、消費者へ安全安心な農産物を提供していくために、環境にやさしい農業の普及を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することによ

り、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 三郷地域

(1) 現況

本地域の西側の山麓地帯ではりんごの生産が盛んである。中信平土地改良事業の面的整備やかん水施設の整備が完了し、わい化栽培を推進した結果、りんごは産地間競争力のある代表的な農産物となっている。しかし近年では高齢化や後継者不足により作付面積が減少傾向となっており、人手がかかる果樹に代わり機械によるそば栽培等が増えている状況もあり、りんご栽培に関しては今後、量的な有利性を目指した生産体制の整備を推進していく必要がある。

本地域の営農形態は個人の担い手为中心となっており、水路清掃、畔草刈などの農地の管理に地域全体で取り組むことが求められる。

また、農業を持続的に行うため、農地や農業用水利施設等の保全管理を地域共同で行う取組を推進し、消費者へ安全安心な農産物を提供していくために、環境にやさしい農業の普及を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4 堀金地域

(1) 現況

本地域は平坦な地形、肥沃な土壌等の恵まれた農業生産条件を活用した稲作が盛んであるが、他の地域と比較すると、麦やそば等の転作作物の生産も多く、地域の農産物直売所を活用した野菜農家も多いのが特徴である。経営体育成基盤整備事業がほぼ完了した結果、農業生産性が向上するとともに農地の利用集積が増加しており、今後もこの動きを促進していく必要がある。

また、農業を持続的に行うため、農地や農業用水利施設等の保全管理を地域共同で行う取組を推進し、消費者へ安全安心な農産物を提供していくために、環境にやさしい農業の普及を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

5 明科地域

(1) 現況

本地域の南部には、湧水の豊富な川沿いなどに養鱒池が数多くあり、ニジマスの養殖が盛んで、近年では信州独自の「信州サーモン」の養殖も行われている。

本地域の東部及び北部は中山間地域であり棚田等において稲作経営が行われてい

るが、条件不利農地のため集約化が遅れ、またシカなどの有害獣被害が遊休農地発生
の原因となっている。耕作放棄地を再生利用する取組としてワイン用ぶどうの栽培が
進められてきたが、農地の遊休化を補正する取組も行っていくことが必要である。

また、農業を持続的に行うため、農地や農業用水利施設等の保全管理を地域共同で
行う取組を推進し、消費者へ安全安心な農産物を提供していくために、環境にやさし
い農業の普及を図っていく必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項各号に掲げる事業を推進することによ
り、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業 に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業 法第3条第3項第2号に掲げる事業 法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施 を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項1号に掲げる事業を推進するにあたり、農業の有する多面的機能の発揮の
促進に関する基本方針（長野県）の第4の2による推進組織を活用する。

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等につい
ては、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地および地域計画区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の指定地域（旧町村） 東川手、西穂高、三田、烏川、七貴2-1、中川手、陸郷3-1

特認地域（旧町村） 上川手2-1、上川手2-2、有明、小倉、温、南穂高

イ 対象農用地

（ア）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

（イ）自然条件により小区画・不整形な田

（ロ）積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

（エ）市長の判断によるもの

ア 緩傾斜農用地

（ア）急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

2）限界的農地の取扱い

集落協定等における協定農用地の決定に当たっては、今後とも耕作すべき農用地であるかを検討し、限界的農地については、当該農用地の状況を踏まえ適宜林地化等を図る。

（2）対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、安曇野市の地域計画における農業を担う者一覧（見込みも含む）に掲載されたなど地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

（3）その他必要な事項

1）土地改良通年施行等の取扱い

地形的条件が不利な地域において、農業経営の合理化・省力化及び生産性の向上等を図るため、地域の実情に応じて適切な基盤整備等土地改良事業を実施する。

なお、土地改良通年施行の対象事業の範囲は次のとおりとする。

ア 土地改良通年施行は、次に掲げる要件のすべてを満たす土地改良事業又はこれに準ずる事業に係るものとする。ただし、次の要件を満たしていたものが、その後、工事

実施期間の変更等によりこれを満たさなくなった場合においては、それが不測の事態の発生等真にやむを得ない事由によるものである場合に限り、土地改良通年施行の対象事業として取り扱うものとする。

(ア) 当該年度の6月30日（初年度は8月31日）までに、国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又は日本政策金融公庫若しくは農業近代化資金の融資の対象となることの決定又はこれに準ずる措置がなされること。

(イ) 当該年度内に事業が完了すること。

(ウ) 集落協定に事業の実施が位置付けられていること。

イ 土地改良事業又はこれに準ずる事業とは、次に掲げる事業とする。

(ア) ほ場整備事業（区画整理その他の面的工事に限る。）

(イ) 客土事業

(ウ) その他土地改良事業等のうち(ア)又は(イ)に該当する工種

ウ 土地改良事業の実施等により対象要件に変更があった農用地の取扱い

土地改良事業等の実施等が集落協定に位置づけられている場合には、当該土地改良事業等の実施、地目の変更等により協定認定時の対象農用地の要件に変更があっても、当該農用地を対策期の最終年度まで交付金の交付対象とすることができる。

2) 地目変更の取扱い

田を畑に変換した場合は、当該農用地は畑の傾斜基準で対象の可否を判定しその結果対象となるものは畑の単価を適用する。ただし、地目を変更することにより対象農用地の要件を満たさなくなった場合は、対策期の最終年度まで地目変更後の緩傾斜の単価を適用する。